

特集Ⅲ DCプランナーの疑問に答える！ Q&A解説：公的年金編

回答者：厚生労働省年金局年金課

1 年金の繰下げ制度について

Q1-1. 2022年4月から受給開始時期の選択肢の拡大ということで、年金の繰下げ制度の仕組みが変わったことですが、どのように変わったのでしょうか。また、メリットや留意点について教えてください。

A1-1

2022年4月から、老齢年金の受給開始時期の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、個々人の就労状況等にあわせて年金受給の方法を選択できる幅が広がりました。老齢年金の受給を繰り下げた場合、受給開始を1月遅らせるごとに年金額が0.7%増加し、75歳まで繰り下げた場合には最大84%の増額となります。受給開始後の増額率は生涯を通して変わらず、同じ増額率が適用されます。また、老齢基礎年金と老齢厚生年金を繰下げ受給する際の受給開始時期は別々に選択することも可能です。

他方で、老齢年金を繰り下げの際には、老齢年金の他に障害年金や遺族年金の受給権を取得した場合、それ以降繰下げによる老齢年金の増額を受けることはできなくなることや、日本年金機構と国家公務員共済組合等から複数の老齢厚生年金を受給する場合、原則すべての老齢厚生年金について同時に受給を開始する必要があることに留意する必要があります。また、老齢年金を繰下げ待機している期間に対しては加給年金等が加算されないこと、繰下げ増額により年金による収入額が増えることで、医療保険、介護保険の自己負担分や保険料、税金の額が増える場合があることなどに注意しましょう。

Q1-2. 70歳以降になってから請求を行う際、繰下げ受給を選択しない場合の年金額の算定について、教えてください。

A1-2

70歳到達以降に老齢年金を請求し、かつ、請求時に繰下げ受給を選択しない場合、現行の仕組みでは、繰下げ増額のない本来額の老齢年金が受給権発生時に遡って支給される

こととなりますが、その際、請求時点から遡って5年以前に支払期日が到来している分の年金給付については、時効によりその支給を受ける権利が消滅しているため、遡って受給できるのは最大で過去5年分となっています。

この点、2022年4月から老齢年金の受給開始時期の選択肢が75歳まで拡大されたことに伴い、70歳以降繰下げ待機をしていたが何らかの事情により65歳時点からの本来受給を選択する場合に、請求時点から遡って5年以前に支払期日が到来していた年金給付が時効消滅により受け取れないことが想定されました。

このため、2023年4月から、70歳以降80歳未満の人が老齢年金を請求し、請求時に繰下げ受給を選択しない場合には、請求の5年前に繰下げの申出があったものとして年金を算定し、支給する仕組みとしました。

例えば、72歳の人が老齢年金を請求し、かつ請求時に繰下げ受給を選択しない場合、見直し前の仕組みでは2年分（65歳以降67歳未満）の年金給付の支給を受ける権利が時効消滅し、72歳から遡って5年分（67歳以降72歳未満）の年金給付のみ一括支給されることとなっていました。これに対し、見直し後の仕組みでは、請求時の5年前である67歳時点で繰下げ申出をしたものとみなし、65歳から67歳までの2年分の繰下げ増額率が適用された年金額で5年分の年金給付が一括支給されることとなるため、従来であれば時効消滅により受給できなかった部分についても、給付額に反映されます（図表1）。

Q1-3. 年金を繰下げ（または繰上げ）して、年金を受給中の人が死亡した場合、遺族厚生年金の計算は、どのように行われるのでしょうか。

A1-3

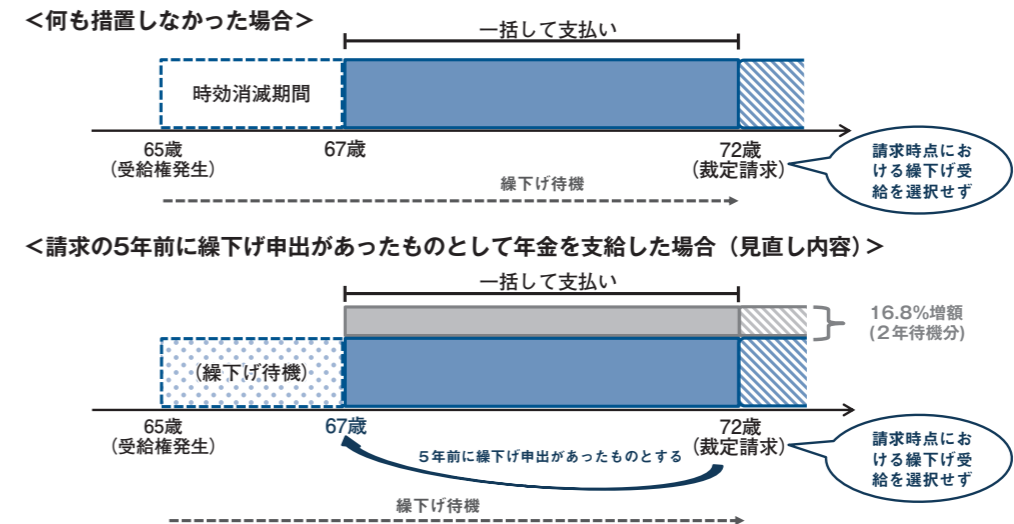
遺族厚生年金は、その支給要件を満たした場合に、死亡した人によってその当時生計を維持されていた「配偶者」「子」「父母」「孫」または「祖父母」が受け取ることができます。

遺族厚生年金の年金額は、死亡した人の厚生年金の加入期間や過去の標準報酬の額を基に計算されますが、繰下げ

<図表1> 70歳以降に請求する場合の5年前時点での繰下げ制度

- 70歳以降になってから請求を行い、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、現行の仕組みでは、繰下げ増額のない本来額の年金が受給権発生時から支給されることとなるが、その際一部の支払権が時効により消滅する。
- このため、70歳以降に請求し、請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定に当たっては、請求の5年前に繰下げ申出があったものとして年金を支給する。（支給する年金には受給権発生から裁定請求の5年前までの月数に応じた増額を行う。）

【例：72歳まで繰下げ待機をしていた者が65歳からの本来受給を選択したケース】



申出により増額（または繰上げ請求により減額）された老齢厚生年金を受給中の人が死亡した場合に遺族に支給される遺族厚生年金の額は、死亡した人が受給していた繰下げ申出により増額（または繰上げ請求により減額）された老齢厚生年金を基に計算するのではなく、死亡した人について繰下げ申出による増額（繰上げ請求による減額）が行われない本来の額で計算した老齢厚生年金の額を基に算出されます。

また、老齢厚生年金の繰下げ申出においては、繰下げ待機中に死亡した場合の遺族厚生年金の額も同様に、死亡した人について繰下げ申出による増額が行われない本来の額で計算した老齢厚生年金の額を基に算出されます。

Q1-4. 繰下げをしようとして待機中に本人が死亡した場合、死亡した人に支給するはずだった年金給付について、未支給年金として支給されるのでしょうか。

A1-4

年金の受給権を有する人が死亡した場合に、その者に支給すべき年金であって、まだ支給されていないものがある場合は、死亡した人と生計を同一にしていた「配偶者」「子」「父母」「孫」「祖父母」「兄弟姉妹」「三親等内の親族」（以下「遺族等」という）の請求に基づき「未支給年金」として支給されます。

老齢年金を繰下げ待機中の人が老齢年金の請求を行わずに死亡した場合で、その遺族等から未支給年金の請求があったときは、死亡した人に老齢年金の受給権が発生した時からその人が死亡するまでに支給すべきであった、繰下げ申出による増額が行われない本来の額で計算された老齢

年金が、未支給年金として遺族等に支給されます。

すなわち、老齢年金を繰下げ待機中の人が死亡した場合であっても、その人の遺族等に支給される未支給年金には繰下げ申出による増額は行われません。

Q1-5. 繰下げ待機していた人が70歳以降に死亡した場合の未支給年金はどのように支給されるのでしょうか。時効となる部分を考慮して、5年前に繰下げの申出があったものとして年金額を算出する特例のようなものはないのでしょうか。

A1-5

現行制度において、老齢年金を繰下げ待機中の人が、老齢年金の請求を行わずに70歳以降に死亡した場合、死亡した人の遺族等に支給される未支給年金には死亡した人が繰下げ申出した場合の増額は行われず、死亡した人が老齢年金の受給権を取得した時からその人が死亡するまでに支給すべきであった、繰下げ申出による増額が行われない本来の額で計算された老齢年金が未支給年金として支払われます。ただし、未支給年金を請求した時点から5年以上前に支払期日が到来した老齢年金に対応する未支給年金は、消滅時効により受け取れません。

前述のとおり、2023年4月からは、70歳以降80歳未満の人が老齢年金を請求し、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定に当たっては、請求時点の5年前に繰下げの申出があったものとみなして、その時点の増額率が適用された年金が支給されます（繰下げみな

し特例制度)。この仕組みは、70歳以降に繰下げ申出をせずに老齢年金を請求した場合にも消滅時効により受給できなくなる給付が生じるのを防ぐことにより、老齢年金の受給権を有する人が繰下げ待機をすることへのディスインセンティブを軽減することを目的としています。

上記のとおり、「繰下げ待機をしている本人の期待を保護する」という繰下げみなし特例制度の趣旨に照らせば、本人以外の遺族等の期待を本人と全く同じように保護する必要はないと考えられることから、2023年4月以降において、70歳以降80歳未満の間に老齢年金を繰下げ待機中の人が死亡した場合の遺族等への未支給年金についても、現行制度と同様、死亡した人が繰下げ申出した場合の増額は行われず、死亡した人が老齢年金の受給権を取得した時からその人が死亡するまでに支給すべきであった、繰下げ申出による増額が行われない本来の額で計算された老齢年金が、時効消滅していない範囲内で未支給年金として支払われます。

2 在職定時改定について

Q2-1. 在職定時改定とはどういう制度ですか。今までと異なる点はどこでしょうか。

A2-1

在職定時改定とは、65歳以上70歳未満の人が、老齢厚生年金を受給しながら厚生年金被保険者として就労している場合、基準日である毎年9月1日時点で、前年9月から当年8月までの厚生年金被保険者期間を基礎として（初回改定時は65歳以

降の期間も含む）、翌10月分から年金額を改定する制度です。

2022年3月までは、老齢厚生年金の受給権を持ちながら65歳以降に就労して厚生年金被保険者となった場合、退職や70歳到達等により厚生年金被保険者資格を喪失したときのみ、65歳以降の厚生年金被保険者期間が年金額に反映される仕組みとなっていました（退職改定）。

他方で、2022年4月からは、在職定時改定の導入で毎年10月分から年金額が改定されることとなりました。これにより、退職改定を待たず在職中であっても65歳以降の厚生年金被保険者期間が年金額に反映されることとなり、より早期に老後の経済基盤の充実が図られ、65歳以降も働き続けることのメリットを実感しやすくなりました（図表2）。

Q2-2. 在職定時改定が行われないのは、どういう人の場合でしょうか。

A2-2

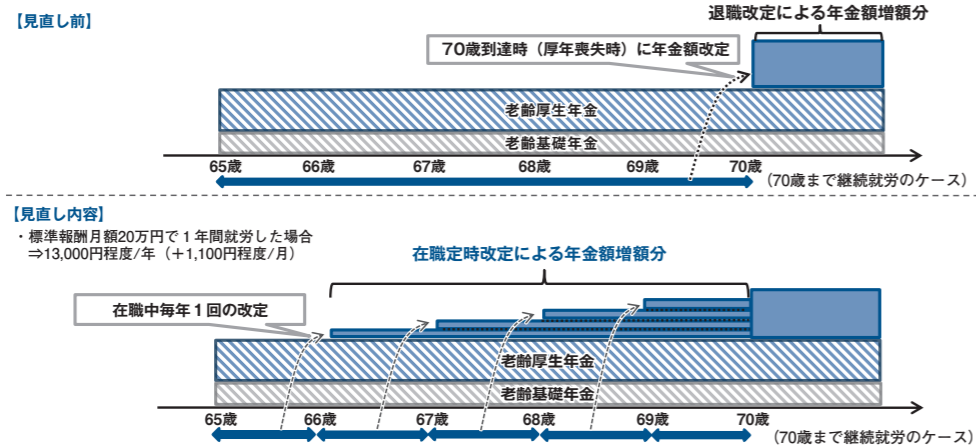
在職定時改定が行われない人は、毎年の基準日（9月1日）時点で以下のようなケースに該当する人です。

- 65歳未満の人
65歳未満の人は、特別支給の老齢厚生年金を受給していたり、老齢厚生年金の繰上げ受給をしていたりした場合でも、在職定時改定の対象とはなりません。
- 70歳以上の人
70歳になった時点で、厚生年金被保険者資格を喪失するため、在職定時改定の対象とはなりません。
- 基準日時点で、新たに年金額に反映する被保険者期間が存在しない人

<図表2> 在職定時改定の導入

【見直しの趣旨】
 ○老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、資格喪失時（退職時・70歳到達時）に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定している（いわゆる退職改定）。
 ○高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図る。

【見直し内容】 令和4（2022）年4月施行
 ○65歳以上の者については、在職中であっても、1年間の保険料納付実績を年金額に反映させる改定を定時に行う。（毎年1回、10月分から）



例えば、基準日（9月1日）と同日に資格喪失し、その日から1月以内に厚生年金被保険者資格を再取得しなかった場合などは、在職定時改定の対象とはなりません。（この場合、資格喪失等から1月経過したことをもって退職改定が行われます）。また、すでに65歳以降分も含めて過去の厚生年金被保険者期間が全て年金額の計算の基礎となっている人が、基準日（9月1日）に厚生年金被保険者資格を取得した場合も、新たに年金額に反映する被保険者期間が存在しないことから在職定時改定の対象にはなりません。

なお、繰下げ待機中の人は実際に老齢厚生年金を受給していないことから、在職定時改定により年金額が実際に改定されることはありません。他方で、繰下げ待機中の期間であっても毎年9月時点で厚生年金被保険者であれば、老齢厚生年金の計算の基礎となる厚生年金被保険者期間は、在職定時改定の規定により、65歳以降の厚生年金被保険者期間が反映されて翌10月から伸びることとなります。

Q2-3. 在職定時改定により加入月数が240月となった場合、振替加算や加給年金の対象の人について、改正前と比べ支給に違いが生じますか。

A2-3

2022年3月以前は、老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労し、厚生年金被保険者となった場合、受給権取得後の厚生年金被保険者期間が老齢厚生年金の計算の基礎となる機会は退職改定のみでした。すなわち、加給年金や振替加算の加算要件や支給停止要件を判断するために用いる老齢厚生年金の計算の基礎となる厚生年金被保険者期間の月数が、240月以上であるか、240月未満であるかを判断する時期は、老齢厚生年金の受給権取得時と退職改定時に限られていました。

他方で、2022年4月以降は、退職改定に加えて在職定時改定が導入され、65歳以上の人は在職中も毎年1回、10月分から年金額が改定されることとなりました。在職定時改定の導入により、老齢厚生年金の計算の基礎となる厚生年金被保険者期間が在職中にも伸長することとなるため、例えば、夫の老齢厚生年金の計算の基礎となる厚生年金被保険者期間が240月以上に改定され、加給年金が加算され始めるケースや、妻の老齢厚生年金の計算の基礎となる厚生年金被保険者期間が240月以上に改定され、振替加算が停止となるケースが在職中にも発生し得ることとなります。

Q2-4. 在職定時改定によって65歳以降の老齢厚生年金の一部や全部が支給停止となることはありますか。

A2-4

在職老齢年金は、就労し、賃金を得ながら年金を受給して

いる人（厚生年金被保険者及び70歳以上の使用される人）について、賃金＋年金の合計額が支給停止調整額（月額47万円（2022年度））を超える場合、超えた賃金額の2分の1の年金額を停止する仕組みです。

2022年3月以前は、老齢厚生年金の受給権取得後に就労したことによる年金額の改定は退職改定のみでした。一方で、2022年4月以降は、在職定時改定の導入により、在職中も毎年10月分から老齢厚生年金が改定されることとなったため、在職定時改定により老齢厚生年金が増加した結果、賃金＋年金の合計額が支給停止調整額を超え、10月分の老齢厚生年金から一部が支給停止となるなどの可能性があります。

Q2-5. 繰下げ待機中は、在職定時改定は行われなかったことですが、例えば、夫65歳以上で加給年金を受給していて、厚生年金加入中で加入月数が238月ある妻が今月65歳となり引き続き在職し、この妻が老齢厚生年金のみ繰下げ待機をして、老齢基礎年金のみ本来受給する場合、繰下げ待機中は在職定時改定が行われないことから、妻が繰下げ申出を行うまで、振替加算付きの老齢基礎年金が支給されることはあるのでしょうか。

A2-5

繰下げ待機して実際に年金を受け取っていない期間においては、在職定時改定による実際の年金額の改定は行われませんが、毎年9月時点で厚生年金被保険者であれば、老齢厚生年金の計算の基礎となる厚生年金被保険者期間は在職定時改定の規定により翌10月から伸びることとなります。よって、繰下げ待機期間中のいずれかの基準日（9月1日）において厚生年金被保険者であることにより、その翌月（10月）に老齢厚生年金の計算の基礎となる厚生年金被保険者期間が初めて240月以上となった場合、基準日で加給年金や振替加算の加算要件を判定し、10月分の年金給付から加算開始や支給停止が行われます。

今回のケースでは、妻が65歳到達時は老齢厚生年金の計算の基礎となる厚生年金被保険者期間が238月で振替加算の要件を充足しており、妻の老齢基礎年金に振替加算が行われます。その後、妻は65歳以降も引き続き在職し、老齢厚生年金のみ繰下げ待機を行っていますが、この場合、65歳到達後のいずれかの基準日において厚生年金被保険者であり、在職定時改定により初めて老齢厚生年金の計算の基礎となる厚生年金被保険者期間が240月以上となったときに、妻の繰下げ申出の有無にかかわらず、基準日の属する月の翌月分（10月分）から老齢基礎年金への振替加算は行われなくなります。